

広島県公安委員会告示第 28 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
7P1912	平成 30 年 3 月 19 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR おそ松さん BZ	株式会社 大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市沖村西 ノ川 1 番地)	左同
8P0114	平成 30 年 3 月 23 日から 3 年間	同上	CR 綱取物語 S5BW1	株式会社 アムテックス 代表取締役 石井 義郎 (群馬県伊勢崎市香林町二 丁目 1818 番地)	左同
7P1712	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	同上	CR 百花繚乱 29BU1	株式会社 平和 代表取締役 嶺井 勝也 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同
7P1321	同上	同上	CR 不二子 2H1BZ8	同上	左同
8P0045	平成 30 年 3 月 20 日から 3 年間	同上	CR デビルメイクラ イ 4YMA	株式会社 メーシー 代表取締役 湯澤 哲 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティ アビルA棟)	左同
7S1818	平成 30 年 3 月 7 日から 3 年間	回胴式遊 技機	ライライベンケイ 2	株式会社 ボーダー 代表取締役 今井 一正 (東京都千代田区内神田三 丁目 5 番 3 号)	左同